

令和 7 年 第 4 回

児玉郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 24 日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
~~~~~	~~~~~
第1日(12月24日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○議会事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事説明者の出席報告	5
○管理者提出議案の報告	5
○管理者提出議案の上程	6
○管理者提出議案に対する提案理由の説明	6
○管理者提出議案に対する議案内容の説明	7
○第14号議案に対する質疑	10
○第15号議案に対する質疑	11
○第16号議案に対する質疑	11
○第17号議案に対する質疑	13
○第18号議案に対する質疑	13
○第14号議案ないし第18号議案の常任委員会付託省略	14
○第14号議案に対する討論・採決	14
○第15号議案に対する討論・採決	14
○第16号議案に対する討論・採決	15
○第17号議案に対する討論・採決	15
○第18号議案に対する討論・採決	15
○管理者挨拶	15
○閉会の宣告	16

署名議員 ..... 1 7

參考資料

○議案處理狀況 ..... 1 9

○議案審議結果一覽表 ..... 1 9

## ○ 招 集 告 示

児玉郡市広域市町村圏組合告示第23号

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月17日

児玉郡市広域市町村圏組合

管理者 吉 田 信 解

1 期 日 令和7年12月24日

2 場 所 児玉郡市広域市町村圏組合議場

○ 応 招 • 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	清	水	静	子	君	2番	新	井	英	行	君
3番	坂	本	貴	佳	君	4番	富	田	雅	寿	君
5番	金	子	義	則	君	6番	粳	田	平	一郎	君
7番	高	橋	和	美	君	8番	櫻	沢		保	君
9番	林		富	司	君	10番	赤	羽	奈	保	子
11番	飯	塚	賢	治	君	12番	早	野		清	君

不応招議員（なし）

第1日 12月24日(水曜日) 本会議

# 令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会議事日程（第1日）

令和7年12月24日（水曜日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 日程の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 議事説明者の出席報告
- 7 管理者提出議案の報告
- 8 管理者提出議案の上程
- 9 管理者提出議案に対する提案理由の説明
- 10 管理者提出議案に対する議案内容の説明
- 11 議案に対する質疑、討論、採決  
　　第14号議案ないし第18号議案
- 12 管理者挨拶
- 13 閉 会

○出席議員（12名）

1番	清	水	静	子	君	2番	新	井	英	行	君
3番	坂	本	貴	佳	君	4番	富	田	雅	寿	君
5番	金	子	義	則	君	6番	梗	田	平	一郎	君
7番	高	橋	和	美	君	8番	櫻	沢		保	君
9番	林		富	司	君	10番	赤	羽	奈	保	子
11番	飯	塚	賢	治	君	12番	早	野		清	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管理者	吉	田	信	解	君	副管理者	原	田	信	次	君
副管理者	櫻	澤		晃	君	副管理者	山	下	博	一	君
事務局長	田	島	隆	行	君	消防長	野	沢		充	君
総務課長	櫻	井	英	樹	君	小山川クリーンセンター長	前	川	英	寿	君
施設課長	春	日	達	也	君	消防本部次長	久	保	賢	一	君
消防本部 総務課長	高	橋		論	君						

○議会事務局職員出席者

議会事務 局長	阿	佐	美	雅	史	君	書記	篠	崎	香	織	君
------------	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

12月24日午後 2時50分開議

○開会及び開議の宣告

議長（櫻沢 保君） ただいまから令和7年児玉郡市広域町村圏組合議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（櫻沢 保君） この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（櫻沢 保君） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

1番 清水 静子 議員

5番 金子 義則 議員

以上2名の方にお願いいたします。

○会期の決定

議長（櫻沢 保君） これより会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議事説明者の出席報告

議長（櫻沢 保君） 次に、本定例会の議事説明者として、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者ほか関係役職員の出席を求めました。

○管理者提出議案の報告

議長（櫻沢 保君） これより本会議に付議いたします事件を報告いたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

**議会事務局長（阿佐美雅史君）** 朗読いたします。

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会付議事件

第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第15号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第16号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例

第18号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

以上です。

**議長（櫻沢 保君）** ただいま報告をいたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

#### ○管理者提出議案の上程

**議長（櫻沢 保君）** これより管理者から提出された第14号議案ないし第18号議案、以上5件を一括議題といたします。

#### ○管理者提出議案に対する提案理由の説明

**議長（櫻沢 保君）** 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

**管理者（吉田信解君）** 議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、組合行政の諸案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、誠に感謝に堪えない次第でございます。

本定例会にご提案申し上げました議案は、条例の一部改正が4件、令和7年度一般会計補正予算が1件の合計5件でございます。

まず、第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第15号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、総務省消防庁からの通知により、緊急消防援助隊の隊員として出動した場合の手当の創設について助言があったことを鑑み、特殊勤務手当を支給できるようにしたいため、この案を提出するものでございます。

次に、第16号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてで

ございますが、小山川クリーンセンターにおける使用手数料について、普通世帯から排出するものの使用手数料を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてでございますが、総務省消防庁の定める「火災予防条例（例）」及び「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」等の一部改正に伴い、林野火災予防及び簡易サウナ設備等について、火災予防上必要な措置を定めるため、この案を提出するものでございます。

次に、第18号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,631万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,034万7,000円とともに債務負担行為を追加するものでございます。

議案の詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**議長（櫻沢 保君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

#### ○管理者提出議案に対する議案内容の説明

**議長（櫻沢 保君）** 次に、議案内容の説明を求めます。

田島事務局長。

**事務局長（田島隆行君）** 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申し上げました議案内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます条例案概要書を御覧いただきたいと存じます。

第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給料、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を改定するとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件が拡大されたことに伴いまして、国家公務員の取扱いに準じ、管理職員が災害への対処その他緊急の必要により週休日等に勤務した場合に、手当を支給するための改正でございます。

内容ですが、まず自動車使用者に対する通勤手当支給額の引上げです。使用距離が10キロメートル以上の自動車使用者に対する通勤手当支給額を、区分に応じて、月額200円から7,100円の幅で引上げます。

次に、宿日直手当支給額の引上げです。勤務時間5時間未満の場合は150円、5時間以上の場合は300円支給額を引上げます。

次に、管理職員特別勤務手当の新設です。管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、休日等に勤務した場合に、管理職特別勤務手当を支給します。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げでございます。令和7年12月の期末手当及び勤勉

手当について、0.025月分ずつ増額します。また、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当について、増額分を6月及び12月にて0.0125月分増加させることにより平準化します。

次に、給料表を改める改正です。行政職給料表を改定します。

その他として、給与の内払に関して規定します。また、条例の施行に関する必要な事項を規則に委任します。

施行期日は公布の日とし、令和8年度以降の管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の平準化に係る規定は、令和8年4月1日とします。ただし、令和7年度の通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の引上げ並びに給料表に係る規定については、令和7年4月1日から適用することとします。

次に、第15号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、総務省消防庁からの通知により、緊急消防援助隊の隊員として出動した場合の手当の創設についての助言に鑑み、特殊勤務手当を支給するための改正でございます。

内容ですが、まず緊急消防援助隊出動手当の創設です。特殊勤務手当に緊急消防援助隊出動手当を創設します。

次に、緊急消防援助隊出動手当の支給額です。緊急消防援助隊として災害が発生した地方公共団体に出動し、遭難救助作業等に従事した職員に対し、1日につき1,080円を、著しく危険な区域で当該作業等に従事した職員は、1日につき2,160円を支給します。

施行期日につきましては、令和8年4月1日とします。

次に、第16号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、小山川クリーンセンター使用手数料を改定するための改正でございます。

内容ですが、小山川クリーンセンター使用手数料について、普通世帯から排出するもの10キログラムにつき「40円」を「100円」に改めます。

施行期日は、令和8年10月1日としますが、施行の日から令和9年9月30日までの間については、「100円」とあるのを「70円」とします。

次に、第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、総務省消防庁の定める火災予防条例（例）及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、林野火災予防及び簡易サウナ設備等について、火災予防上必要な措置を定めるための改正でございます。

内容ですが、①として、林野火災の予防について5項目、②として、簡易サウナ及び感震ブレーカーについて3項目ございます。主なものとしましては、①の2つ目の丸、管理者は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況であるときは、林野火災に関する注意報を発することができる

ことを定めます。また、注意報が発せられた場合には、解除されるまでの間、火の使用を制限するよう努めなければならないこと及び努力義務の対象区域を管理者が指定できることを定めます。

次に、3つ目の丸、管理者は、林野火災警報を発令したときは、火気使用制限に従う区域を指定できることを定めます。

次に、4つ目の丸、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確化するとともに、その届出について定めます。

次に、②の1つ目の丸、これまで規定していたサウナ設備を、簡易サウナ設備と一般サウナ設備に分け、それぞれの設置基準を定めます。

2つ目の丸、住宅における火災予防を推進するために掲げる施策の実施事項の中に、「感震ブレーカー」の文言を加えます。

施行期日は、林野火災の予防については令和8年1月1日、簡易サウナ及び感震ブレーカーについては令和8年3月31日からとします。

次に、第18号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）でございます。お手元に配付してございます別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,631万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,034万7,000円とするものでございます。

第2条は、第2表、債務負担行為補正です。4ページを御覧ください。表の事項欄の各事項につきまして、債務負担行為を追加するものです。表のうち新たに実施する主な事業につきまして、その概要を説明させていただきます。

表の左側、事項欄の1行目にございます余熱利用施設POSレジ等賃借料は、販売情報の管理ができるレジ、いわゆるPOSレジを令和8年度から令和12年度まで5か年の契約を締結するため、限度額を887万5,000円とするものです。

次に、7行目と8行目、LGWANシステム保守委託及び財務会計システム保守委託は、システムの安定稼働を確保するため、各システムの保守を行うに当たり、限度額をそれぞれ31万3,000円、3万6,000円とするものです。

次に、その2行下の公会計システム利用料は、公会計システムを使用するに当たり、限度額を211万2,000円とするものです。

次に、5ページの1行目、小山川クリーンセンター排ガス分析計検出器購入は、適正な排ガス管理を行うに当たり、限度額を235万4,000円とするものです。

次に、下から3行目、小山川クリーンセンター雑用空気圧縮機更新工事は、適正な圧縮空気をつくり出すことを行うに当たり、限度額を1,507万円とするものです。

次に、下から2行目、小山川クリーンセンターリーチローダ購入は、ショレッダーやカレットの移動や積出しのために必要なリーチローダを購入するに当たり、限度額を3,190万円とするもので

す。

次に、6ページの2行目、マイナ救急事業通信料は、マイナ保険証を活用した救急業務に使用するデバイスに係る費用で、限度額を31万9,000円とするものです。

次に、下から6行目、消防力の適正配置調査業務委託は、消防力の最適配置を図るため、地域特性等に基づいた客観的かつ専門的な配置検討に必要な調査を行うに当たり、限度額を540万1,000円とするものです。

続いて、歳入歳出予算の補正内容ですが、補正予算に関する説明書により歳出からご説明いたします。10ページをお願いいたします。今回の補正内容は、職員人件費のみでございます。一番右側の説明欄の二重丸がついている事業名で説明をさせていただきます。

款1議会費、◎議会給与費23万7,000円の増額、その下、款2総務費、◎一般管理給与費327万1,000円の増額、その下、款3衛生費、◎小山川クリーンセンター給与費372万2,000円の増額、11ページに移りまして、款4消防費、◎常備消防給与費4,908万7,000円の増額、以上の4件につきましては、先ほど説明いたしました第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により補正をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入ですが、9ページをお願いいたします。一番右側の説明欄でご説明させていただきます。款6繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金30万円の減額は、この後説明いたします寄附金の科目新設に伴うものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金5,631万7,000円は、歳出補正に伴い、追加するものでございます。

款10寄附金、項1寄附金、目1消防費寄附金、消防費寄附金30万円は、科目の新設に伴い、追加するものでございます。

以上で第18号議案の説明を終わらせていただきます。

これにて、本定例会にご提案申し上げました第14号議案から第18号議案までの議案の説明を終わらせさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（櫻沢 保君） 以上で議案内容の説明を終わります。

#### ○第14号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第14号議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第15号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第15号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第16号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第16号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番。

4番（富田雅寿君） 手数料なのですけれども、40円を100円にするというのは理解できるのですが、何で1年間だけ70円なのか。それと、100円になると、どの程度収入が増えるのか、今までの40円と変わらぬのか、もうちょっと詳細を教えてください。

議長（櫻沢 保君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 富田議員のご質問にお答えいたします。

40円から100円にするのと、70円にするという理由なのですけれども、物価が上がっています、物価高騰が続くと、経済の中で急激な負担増になってしまって、不法投棄なども招くおそれがありますので、一時的に70円にしたものでございます。

2点目の40円から100円に上げたときの収入の増なのですけれども、令和6年度の決算ですね、ごみ量に換算しますと、大体年間2,000万円の増が見込まれる予定になっております。

以上です。

議長（櫻沢 保君） 4番。

4番（富田雅寿君） 一般から入れるのは、100円になるのは分かりましたけれども、この後例えば、業者に任せていますよね、一般収集。業者等もこの後値上げがあるのかというのが1点と、何で100円にぼんといかないで、何で70円……70円という数字が、これは60円、80円ではなぜないのかという、何で70円なのか。

前から、40円で払うと、うんと面倒くさいから100円がいいと僕は言っていたので、100円になるのはいいと思うのです。大体家庭ごみを持ってくる人が、100キロも200キロもという人はいないの

で、20キロ、30キロで、40円で計算するのに、あそこでお釣りのやり取りで非常に行列ができるというのが、100円だとなくなると思っていいのだけれども、何で70円なのかなと。

2点お伺いします。

議長（櫻沢 保君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 富田議員の質問にお答えします。

まず、業者に任せているというのは、多分市町で行っている委託収集のところだとは思うのですが、それとも、そちらの金額は、今回増額ではなくて、あくまでも小山川クリーンセンターに搬入された家庭ごみに関する金額の増分になっております。

2点目の70円なのですけれども、一応40円から100円に上げるということは、大体その真ん中ぐらいの金額を設定させていただいたというところになります。こちらは、構成市町の清掃行政担当と小山川クリーンセンターの職員により構成されている児玉郡市清掃行政研究会において研究をした結果、70円がベストではないかということで、今回70円にさせていただいたものです。

以上です。

議長（櫻沢 保君） 4番。

4番（富田雅寿君） 以前にお伺いしましたけれども、以前、40円ではなく、ただの頃は、自治会や自治会の指定したごみ袋でも置きづらいからといって持ってきた人がかなりいました。40円になったときも、40円だからいいやと持ってきた人もいると思います。100円になると、100円では、では自治会に100円か200円払って、自治会のごみ置場に置こうかなという人が出てきて、さっきの2,000万円というのは僕は妥当だと思えないのですが、減ると思うのです。減っても2,000万円ぐらいになるのでしょうか。

議長（櫻沢 保君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 富田議員のご質問なのですけれども、富田議員のおっしゃるとおり、100円にすれば、ごみは減る予定になっています。あくまでも先ほどの収入は、6年度の決算で入っているごみの量に対しての数値でございまして、6年度から7年度の実績でごみの減量を換算しますと、令和8年度では約166万円の減額になる予定になっていまして、令和9年度になりますと、約481万円の増額を見込んでいるところになります。

あくまでも先ほどの2,000万円というのは、6年度決算におけるごみの量として考えているものになりますと、今後はごみが減るのではないかと思われます。

以上です。

議長（櫻沢 保君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第17号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第17号議案 児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番。

6番（粳田平一郎君） ①の中の上からの丸4つ目のところに、火災と紛らわしい煙等で、この辺り、都道府県で対象となる機関を消防長が指定することができるとあるのですけれども、これは昔から農村部では、野焼きだとか、いろいろ煙の出ているところはあるのですが、消防長に指定を受ければよろしいという判断でいいのでしょうか。

議長（櫻沢 保君） 消防長。

消防長（野沢 充君） 粳田議員の質問にお答えしたいと思います。

火災予防を目的としたということで、火災と紛らわしい煙等を発する行為の届出というものが以前からございます。そこに関しては、火災と紛らわしい煙または火災を発生するおそれのある行為、それと今回改正で追加となつたたき火の届出が含まれるのが1点。

あとは、煙火です。玩具用花火を除く煙火の打ち上げ、それと劇場等の建築物その他工作物における演劇、映画その他の催物の開催、水道の断水、減水、消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事、また祭礼、縁日、あとは花火大会その他に多数の者の集合する催しに対する露店等の開設というものが届出になっております。その届出に関して、届出が出た場合には、許可を与えていたる条件を与える。露店の場合などは、火災のおそれがある火を使うところでは、消火器が設置してあるとかというものを調査しております。

以上です。

議長（櫻沢 保君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第18号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第18号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第14号議案ないし第18号議案の常任委員会付託省略

議長（櫻沢 保君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第14号議案ないし第18号議案、以上5件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、第14号議案ないし第18号議案、以上5件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

#### ○第14号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第14号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第15号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第15号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第15号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第16号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第16号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第16号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第17号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第17号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第17号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○第18号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第18号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ○管理者挨拶

議長（櫻沢 保君） これにて本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ただいま管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田管理者。

**管理者（吉田信解君）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会、お忙しい中、皆様方にご参集いただきまして、ただいま上程させていただきました第14号議案ないし第18号議案、全ての議案につきましてご可決を賜りまして誠にありがとうございます。今後とも広域行政進展のために鋭意努力をしてまいる所存でございます。

今年も押し迫ってまいりました。皆様方には、どうぞお体ご健勝にて、新しい新年をお健やかにお迎えいただきまして、それぞれまた地域のためにご尽力いただければ幸いでございます。

これにてご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（櫻沢 保君）** 以上で管理者の挨拶を終わります。

#### ○閉会の宣告

**議長（櫻沢 保君）** これにて令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時27分 閉会

議長 櫻沢 保

署名議員 清水 静子

署名議員 金子 義則



○ 議案處理狀況

參 考 資 料

○ 議案審議結果一覽表

## 第 4 回 定 例 会

### ○ 議 案 处 理 状 況

提 出

管 理 者 5 件 議 員 な し 計 5 件

審 議 結 果

原 案 可 決 5 件 原 案 認 定 な し 計 5 件

### ○ 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	上程月日	議決月日	議決状況
第14号議案	児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月24日	12月24日	原案可決
第15号議案	児玉郡市広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	12月24日	12月24日	原案可決
第16号議案	児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	12月24日	12月24日	原案可決
第17号議案	児玉郡市広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例	12月24日	12月24日	原案可決
第18号議案	令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）	12月24日	12月24日	原案可決